

議案第6号

鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例の設定について

次のとおり鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年9月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例

(目的)

第1条 この条例は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第72条の2第1項の規定に基づき、市町村が行う国民健康保険の財政を調整するための調整交付金（以下「調整交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(調整交付金の総額)

第2条 調整交付金の総額は、法第72条第2項第1号に規定する算定対象額の100分の7に相当する額とする。

(調整交付金の種類)

第3条 調整交付金は、普通調整交付金（国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「政令」という。）第4条の2第1項第1号に掲げる事項を勘案して交付する調整交付金をいう。以下同じ。）及び特別調整交付金（同項第2号に掲げる事項を勘案して交付する調整交付金をいう。以下同じ。）とする。

2 普通調整交付金は、次に掲げるものの市町村間における格差を勘案して、各市町村に対し、知事が別に定めるところにより交付する。

(1) 一般被保険者（政令第2条第1項第1号に規定する一般被保険者をいう。以下同じ。）に係る所得及び当該被保険者の数並びに介護保険第2号被保険者（政令第1条第1項に規定する介護保険第2号被保険者をいう。）に係る所得及び当該被保険者の数

(2) 次に掲げる額の合算額

ア 一般被保険者に係る療養の給付（法第36条第1項に規定する療養の給付をいう。）に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金（法第42条第1項に規定する一部負担金をいう。）に相当する額を控除した額、入院時食事療養費（法第52条第1項に規定する入院時食事療養費をいう。）、特定療養費（法第53条第1項に規定する特定療養費をいう。）、療養費（法第54条第1項及び第2項に規定する療養費をいう。）、訪問看護療養費（法第54条の2第1項に規定する訪問看護療養費をいう。）、特別療養費（法第54条の3第1項に規定する特別療養費をいう。）、移送費（法第54条の4第1項に規定する移送費をいう。）及び高額療養費（法第57条の2第1項に規定する高額療養費をいう。）の支給に要する費用の額、老人保健医療費拠出金（政令第2条第1項第2号に規定する老人保健医療

費拠出金をいう。)の納付に要する費用の額から退職被保険者等に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額(同号に規定する退職被保険者等に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額をいう。)を控除した額並びにその他の国民健康保険事業に要する費用の額の合算額

イ 介護納付金(政令第1条第1項に規定する介護納付金をいう。)の納付に要する費用の額

3 特別調整交付金は、国民健康保険事業の運営の安定化に資する事業を実施し、又はその他国民健康保険の財政に影響を与える特別な事情がある市町村に対し、知事が別に定めるところにより交付する。

4 普通調整交付金の総額は、前条に規定する調整交付金の総額の7分の6に相当する額とする。

5 特別調整交付金の総額は、前条に規定する調整交付金の総額の7分の1に相当する額とする。

6 普通調整交付金の総額が、第2項の規定により各市町村に対して交付すべき額の合計額を超えるときは、その超過額は、特別調整交付金の総額に加算し、同項の規定により各市町村に対して交付すべき額の合計額に満たないときは、その不足額は、特別調整交付金の総額を減額してこれに充てるものとする。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例は、平成17年度における調整交付金から適用する。

第3条 平成17年度における調整交付金の総額は、第2条の規定にかかわらず、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第25号。以下「一部改正法」という。）附則第3条第5項に規定する額とする。

2 平成17年度における普通調整交付金の総額は、第3条第4項の規定にかかわらず、前項に規定する調整交付金の総額の5分の4に相当する額とする。

3 平成17年度における特別調整交付金の総額は、第3条第5項の規定にかかわらず、第1項に規定する調整交付金の総額の5分の1に相当する額とする。

第4条 平成18年度における調整交付金の総額は、第2条の規定にかかわらず、一部改正法附則第4条第5項に規定する額とする。

第5条 平成19年度における調整交付金の総額は、第2条の規定にかかわらず、一部改正法附則第5条第4項に規定する額とする。